

令和5年10月開始！ インボイス制度基礎セミナー

令和4年9月21日

税理士法人
長谷川会計事務所

1

はじめに

- ▶ 令和5年10月より導入される「インボイス制度」について、顧問先の皆様の理解の入り口となるよう、制度の基礎的な部分の解説を目的としております。よって、極力分かりやすい表現を用いております。厳密な部分や具体的な内容については、当事務所担当者に個別にお問い合わせください。
- ▶ 制度開始を1年後に控え、何が課題で、どう対応すべきかを中心に説明していきます。
- ▶ 当該資料は令和4年9月1日現在公表されている情報を基に作成しております。そのため、今後の法令等の改正により当該資料とは異なる取り扱いになる可能性がある点、ご了承ください。

2

本日の構成

- I. 「インボイス」って何？
- II. 「インボイス制度」への対応
 - i) 売り手としての対応
 - ii) 買い手としての対応

3

I. 「インボイス」って何？

- ▶ 「インボイス (invoice)」とは、和訳すれば「請求書」のことです。
- ▶ 請求書や領収書、納品書等の発行を通じて取引の認識、代金の精算、会計帳簿への記帳、そして消費税の処理がなされるという点は今後も変わりません。

↓

- ▶ じゃあ、なぜ改めて「インボイス制度」が始まると言われているのか？

↓

- ▶ **令和5年10月以降**、事業者が発行する請求書等が一定の要件を満たす場合には「**適格請求書**」と呼ばれるようになります。この「**適格請求書**」のなじみやすい通称として「**インボイス**」という言葉が用いられています。

4

I. 「インボイス」って何？（結論）

- ▶ 「インボイス」とは、「適格請求書」というものの通称です。

5

じゃあ、「適格請求書」って何？

- ▶ 「適格請求書（インボイス）」とは、一定の記載事項が漏れなく適切に記載された請求書等のことです。
- ▶ 令和5年10月以降、「適格請求書（インボイス）」が、仕入先等に代金と消費税を払ったことを税務署に対し主張するための証明書、いわば「代金と消費税の領収書」となります。
- ▶ 税務署に対する公的な証明書である以上、適切に要件を満たすものを仕入先等から発行してもらわなければなりませんし、当社も販売先に発行しなければなりません。
- ▶ 要件を満たさなければ証明書としての効果が認められず、仕入先等に消費税を払ったことを税務署に立証できず、消費税の納税上不利益を被ることになります。

6

具体例

- ▶ 事業者が国に納める消費税の計算方法（例）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{納める} \\ \text{消費税の額} \\ \text{(100円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{売上に係る} \\ \text{消費税の額} \\ \text{(300円)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{仕入に係る} \\ \text{消費税の額} \\ \text{(200円)} \\ \hline \end{array}$$

ポスターを販売しているA社において、紙を税込2,200円で仕入れ、ポスターを税込3,300円で販売した場合にA社が国に納める消費税の計算方法です。

販売先から預かった300円から、仕入先に支払った200円を控除した100円を国に納税します。（簡易課税選択事業者を除く。）これを「仕入税額控除」といいます。

7

具体例

来年の10月以降、インボイス制度を正しく理解して対応しなければ、支払った消費税を当社の納税額から控除することができなくなる可能性があります。

仕入税額控除には仕入先からのインボイスが必要！

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{納める} \\ \text{消費税の額} \\ \text{(300円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{売上に係る} \\ \text{消費税の額} \\ \text{(300円)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{仕入に係る} \\ \text{消費税の額} \\ \text{(200円)} \\ \hline \end{array}$$

この事例でいうと、今までは100円で済んだ納税額が最大で300円に増加してしまいます。

8

「適格請求書」がないと・・・

- ▶ 令和5年10月以降、仕入先等から「適格請求書」を受領して保存（最低7年間）しないと、その仕入等について支払った消費税を、国への納税額から控除することが出来ません。

↓

「適格請求書等保存方式」
(通称「インボイス制度」)

9

ポイント①

- ▶ インボイス制度に適切に対応しないと、当社や販売先の**消費税納税金額を不必要に増加**させてしまう恐れがある。
- ▶ 売り手の立場としても、買い手の立場としても対応が必要。

10

(参考) そもそも何故インボイス制度が必要なのか

- ▶ 消費税は最終消費者が負担すべき税であり、事業者は預かった税と支払った税の差額を正確に計算し、納めなければならない
- ▶ この点、売り手と買い手の消費税のやりとりに対する認識の不一致が従来より存在してきた（課税取引なのか否か、あいまいな部分があった）
- ▶ さらに、軽減税率の導入により消費税が複雑性を増し、正しい申告納税のために請求書の記載事項を社会的に統一する必要が出てきた
- ▶ また、免税事業者は消費税を納めていないにもかかわらず販売先に消費税相当額を請求しているケースが多く、販売先から預かった消費税を国に納めるという本来の在り方との不整合が存在してきた。（いわゆる「益税」問題）

11

Ⅱ「インボイス制度」への対応

i) 売り手としての対応

- ▶ 1. インボイス発行事業者になるかどうかの意思決定
- ▶ 2. 自社で発行する請求書等の確認と見直し

ii) 買い手としての対応

- ▶ 1. 仕入先等がインボイス発行事業者になるかの確認
- ▶ 2. 受け取ったインボイスの確認
- ▶ 3. 会計帳簿への記入

12

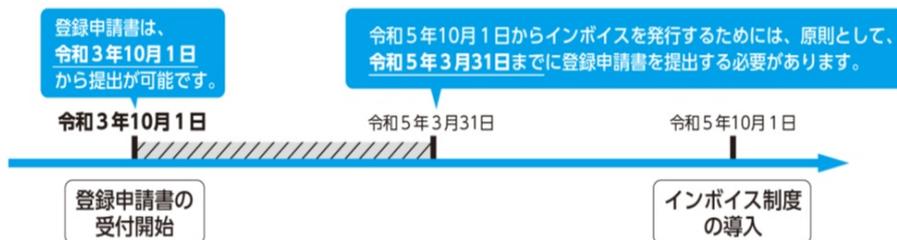
i) 売り手としての対応

13

1. インボイス発行事業者になるかどうかの意思決定

- ▶ 令和5年10月のインボイス制度開始時からインボイスを発行するためには、原則として令和5年3月までに税務署に「インボイス発行事業者登録申請書」を提出する必要があります。

〈制度導入までのスケジュール〉



(出典：国税庁リーフレット(令和3年7月)、一部改変)

14

自社が免税事業者の場合

- ▶ 自社が免税事業者の場合、**インボイスを発行するためには消費税課税事業者となる必要があります。**
- ▶ 令和5年10月以降も**免税事業者のままでいるか、インボイス発行事業者となるために課税事業者になるか、慎重な判断が求められます。**

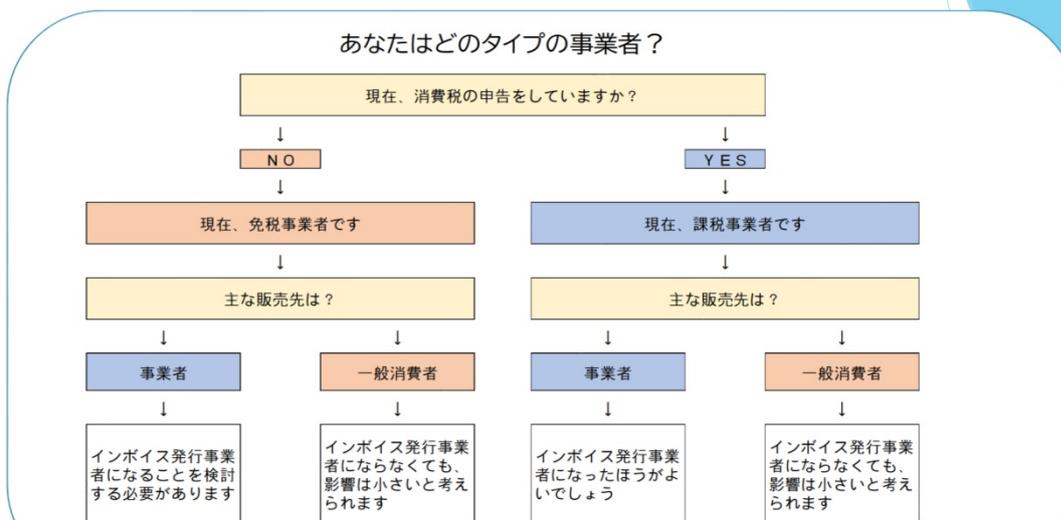
<免税事業者が取り得る選択肢によるメリット・デメリット>

選択肢	メリット	デメリット
課税事業者になり、インボイス発行事業者登録を行う	・販売先は仕入税額控除が可能となるため、取引への影響はない	・販売先事業者の求めに応じ、インボイスを発行する義務が生じる ・消費税の申告・納付が発生し、納税や申告納付事務負担が増える可能性がある
免税事業者のままでいる（インボイス発行事業者にならない）	・インボイスを発行する義務がない ・消費税の申告、納付が不要	・販売先は仕入税額控除ができなくなるため、取引が見直される可能性がある

(出典：日本商工会議所「今すぐ確認！中小企業・小規模事業者のためのインボイス制度対策」(一部改変))

17

インボイス発行事業者登録を申請するか？



出所：日本商工会議所「今すぐ確認！中小企業・小規模事業者のためのインボイス制度対策」(一部改変)

18

ポイント②

- ▶ インボイス制度が始まる令和5年10月からインボイス発行事業者になるためには、原則として令和5年3月までに発行事業者登録申請を提出する必要がある。
- ▶ 免税事業者がインボイス発行事業者になるためには消費税課税事業者になる必要があり、経営上の選択を迫られる。

19

2. 自社で発行する請求書等の確認と見直し

20

適格請求書（インボイス）の記載事項

- ▶ インボイスに必要な記載事項は、以下のとおりです。
- ▶ 様式は法令等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば名称を問わず、また手書きやハンコでの記載であっても適格請求書に該当します。

21

【記載事項】 ○ 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

（出典：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」）

22

- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

② XX年11月30日

スーパー〇〇
東京都…
登録番号 T 123456

①

③ 領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
内 消費税額		¥24
内 消費税額		50

④

③

* 軽減税率対象

お預り ¥1,000
お釣 ¥126

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*又は適用税率

（出典：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」）

23

Q & A

- ▶ 定められている標準様式はあるのですか？
⇒ありません。いかなる書式でも、手書きであっても記載事項を満たせばインボイスです。
- ▶ 請求書でなくてはインボイスにならないのですか？
⇒領収書、納品書、買い手が売り手に発行する支払通知書等、記載事項が記載されたものであれば形式や名称を問わずインボイスです。
- ▶ 当社は請求書・請求明細・納品書を発行しているのですが、それぞれに対して全ての記載事項を載せなくてはいけないのですか？
⇒複数の書類を組み合わせ、全ての記載事項を満たせば大丈夫です。但し、この場合各々の書類での関連の明確化が必要です

24

請求書と納品書で記載事項を満たす場合】

**納品書番号
(関連の明確化)**

納品書番号	金額
No.0011	11,960 円
No.0012	7,640 円
No.0013	9,800 円
合計	109,200 円 (消費税 9,200 円)
10%対象	66,000 円 (消費税 6,000 円)
18%対象	43,200 円 (消費税 3,200 円)

品名	金額
牛肉 ※	5,400 円
じゃがいも ※	2,160 円
割り箸	1,100 円
ビール	3,300 円
合計	11,960 円

(出典：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」)

・適格請求書とは、一定の事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、**一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。**

・例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら**複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。**

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び**適用税率**
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等***
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

複数の書類による対応（家賃の場合）

例えば、事務所の賃貸借のように、通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書の交付がされない取引の場合

- ① 適格請求書の記載事項の一部（課税資産の譲渡等の年月日以外の事項）が

記載された**契約書**

及び

- ② **通帳**又は銀行が発行した振込金受取書（課税資産の譲渡等の年月日を示すもの）

を合わせて記載事項を満たしていれば、これらの書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

なお、**インボイス制度開始前に取り交わした契約**で、契約書に貸主の「登録番号」の記載がない場合、借主は**契約書に貸主の「登録番号」を添付して保存することにより、仕入税額控除の適用を受けることが可能です。（契約書を結び直す必要はありません。）**

(出典：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」（一部改変）)

ポイント③

- ▶ **記載要件を満たす**ことで適格請求書（インボイス）となる。請求書や納品書の組み合わせでもOK。

27

まずは現状を把握しよう

- ▶ 現状発行している請求書等が記載要件を満たしているかチェックする
 - ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
 - ② 取引年月日
 - ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
 - ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
 - ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
 - ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
- ▶ チェックリストによる現状把握が有用です。

28

ポイント④

- ▶ まずは、自社の発行している請求書等の現状把握が必要。

31

現状把握から修正へ

- ▶ 問題の所在が分かったら、それを解決します。
- ▶ 要対応番号が示す記載事項に対応すれば、解決したことになります。
- ▶ 誰がいつまでに解決するか期限を定めます。
- ▶ 請求書等は通常大量に発注受注するため、早めの対応をしないと不要な在庫を多く抱えることになります。
- ▶ システムを使っている場合は発注からバージョンアップにどれほどの時間がかかるのか、早めに把握する必要があります。

32

ポイント⑤

- ▶ 現状を把握し不足している記載事項を確認し、解決策を検討する

33

(注意点) 端数処理のルール

- ▶ インボイスの端数処理にルールがあります。
- ▶ 品目等、個別の明細単位での消費税端数処理はできず、1つのインボイスにつき、税率ごとに1回の端数処理を行うこととなります。
- ▶ 1円未満の端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」いずれの方法でも構いません。

34

複数書類に分けるときの注意点

②請求書をインボイスとする場合

請求書にインボイスとして必要な事項をすべて記載する方法です。もちろん請求書で税率ごとに1回の端数処理を行うこととなります。

▶具体例

補足事項

- 消費税等の端数処理の計算は切り捨て
- 販売商品の消費税率は、すべて10%
- 納品書①、②、③をまとめて請求書を発行している



納品書	
納品書①	税抜計 123円
納品書②	税抜計 234円
納品書③	税抜計 345円



請求書	
税抜計	702円
消費税等	70円

(注) 消費税等の金額は、税抜計×10%

あれ、消費税は69円じゃないの？

メリット これまで同様の手続きを継続できる。

デメリット 請求書を発行するまで消費税額が確定できない（納品書に消費税額を記載できない）。請求書を発行するまで消費税額の仕訳を計上できない。納品書に税額が記載されていない。税抜きで明細を表記した場合には実際の取引総額が請求書を確認しなければわからない。

(出典：TKC出版電子取引インボイスワークブックvol.2)

2. 自社で発行する請求書の確認と見直し (まとめ)

- ▶ まずは現状の把握から始めよう。
- ▶ チェックリストを用いると、把握しやすいです。
- ▶ インボイスの記載事項の要件を満たすよう、現状の書類の確認・修正が必要になります。
- ▶ 請求書等をエクセルで作成していれば自社で対応可能ですが、システムを利用して作成している場合、システム改修の必要があるので早めに確認すべきです。
- ▶ 来年10月からのインボイス制度開始に向けて、手遅れにならないよう計画的な対応が必要です。

Ⅲ. 買い手としての対応

39

1. 仕入先等がインボイス発行事業者になるかの確認

40

仕入先等がインボイスを発行するか？

- ▶ ここまでご説明の通り、令和5年10月以降、自社の消費税申告・納税に当たり売上に係る消費税から仕入先等に払った消費税を控除するためには、原則として仕入先等からインボイスを発行してもらわなければなりません。
- ▶ **仕入先が令和5年10月以降インボイス発行事業者になるのかどうか、これから1年かけて確認していく必要があります。**

41

仕入先等がインボイスを発行するか？

- ▶ **規模が大きく、様々な事業者を売先としているような仕入先等**
⇒基本的にインボイス発行事業者になるものと思われます。
- ▶ **規模が小さく、売先が当社のみだったり、事業者ではない一般個人を売先としている仕入先等**
(例：事務所や駐車場の貸主である個人、個人商店、小規模な飲食店など)
⇒**インボイス発行事業者にならない可能性？**

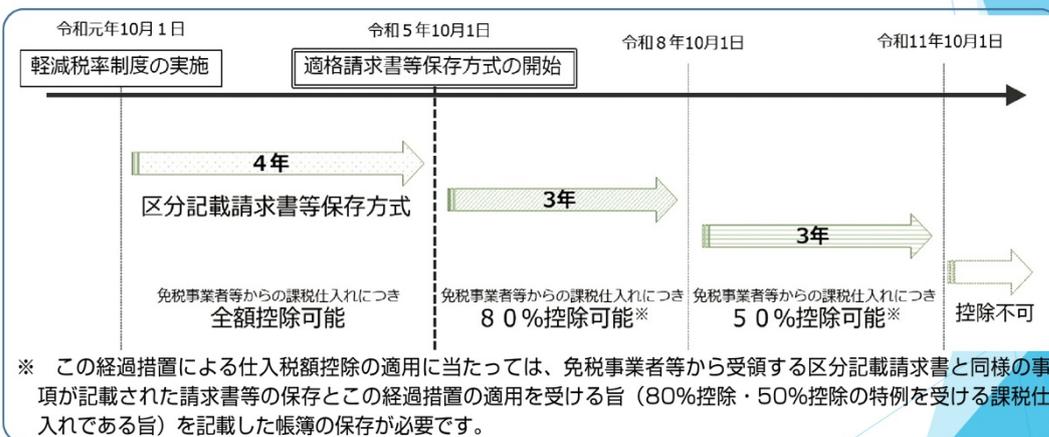
42

仕入先等が免税事業者であり、インボイスを発行しない場合

- ▶ **仕入先等が免税事業者の場合**、インボイス発行のメリット（販売先との取引関係を今後も維持できる）よりもデメリット（消費税申告・納税義務が生じる）の影響の方が大きいと判断し、インボイス制度導入後も「**インボイスを発行しない**」ことを**選択する可能性があります**。
- ▶ この場合、当社は令和5年10月以降、その取引に関しては原則として消費税の仕入税額控除が出来ません。
- ▶ ただし、**制度開始後6年間に限り、免税事業者等からの仕入についても仕入税額相当額の一定割合を当社の売上に係る消費税額から控除できる経過措置**が設けられています。

43

仕入先等が免税事業者等であり、インボイスを発行しない場合（経過措置）



（出典：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」）

44

ポイント⑤

- ▶ 免税事業者との取引は、最終的には仕入税額控除ができなくなる。（6年間の経過措置あり）

45

金額交渉、ご注意ください

- ▶ 免税事業者との取引金額交渉によっては独占禁止法や下請法に抵触する恐れがあるので、ご注意ください。
- ▶ 仕入税額控除ができないことを理由に立場の強い事業者が下請など立場の弱い事業者に値下げを強要することなどは問題になる可能性があります。

46

（例外①）インボイスがなくても仕入税額控除ができる場合（帳簿特例）

▶ 以下の取引については、インボイスの交付を受けることが困難なため、特例として会計帳簿への適切な記入のみで仕入税額控除が受けられます。

特例（主要なものを抜粋）

- ① 3万円未満の公共交通機関の乗車券等の購入
- ② 古物営業者（中古車販売業者含む）がインボイス発行事業者でない者から中古資産を販売用に購入した場合
- ③ 宅地建物取引業者がインボイス発行事業者でない者から中古建物を販売用に購入した場合
- ④ 3万円未満の自販機や自動サービス機での商品やサービスの購入
- ⑤ 郵便切手等を利用した郵送サービス（ポストへの投函）
- ⑥ 従業員等への通常の出張旅費や宿泊費、通勤手当

47

（例外②）インボイスがなくても仕入税額控除ができる場合（簡易課税事業者）

（簡易課税選択事業者）

前々年の課税売上高が5,000万円未満で簡易課税を選択している事業者は、売上にかかる消費税額に一定のみなし仕入率を乗じて仕入にかかる消費税額を算定するので、インボイスを入手する必要はありません。

48

整理

仕入先等に応じた当社の仕入税額控除の可否

当社	仕入先等	仕入税額控除可否
消費税一般課税事業者	インボイス発行事業者	インボイスの受領保存と帳簿記入で全額仕入税額控除が可能
	インボイスを発行しない者 ・免税事業者 ・インボイス不発行課税事業者 ・事業目的外の個人	以下の例外を除き、消費税額の控除はできない（経過措置あり） 【帳簿特例】 インボイスが無くても、帳簿記入だけで全額仕入税額控除が可能（主なもの） 3万円未満の公共交通機関の乗車券を購入した場合 中古車販売業者等の古物営業者が、販売用に中古車等の古物を購入した場合 不動産業者が、販売用に建物を購入した場合 販売用に再生資源等を購入した場合 3万円未満の自動販売機等での商品購入等の場合 郵便切手による郵便サービス（ポスト投函）の利用の場合 従業員等に通常の通勤費等を支払う場合
消費税簡易課税事業者（※）		インボイスを受領しなくても、仕入税額控除ができる。

※ 2期前の売上高が5,000万円未満の場合に選択可能。

49

2. 受け取ったインボイスの確認

- ▶ 仕入先等からインボイスの発行を受けたら、インボイスが6つの記載事項を満たしていることを確認する必要があります。
- ▶ 正しいインボイスを受領し、会計帳簿に正しく記載することにより、無事仕入税額控除が可能となります。
- ▶ もし受け取ったインボイスが正しくなかった場合、**受領した側が勝手に修正・補記することはできず**、発行元に記載事項を正しく修正したインボイス（これを「**修正インボイス**」といいます。）を発行してもらう必要があります。
- ▶ そういった意味で、仕入先等のインボイス対応を確認しておかないと、当社が不利益を被ることになりかねません。

50

3. 会計帳簿への記入

帳簿の記載事項
①課税仕入の相手方の氏名又は名称
②取引年月日
③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④対価の額

- ▶ 会計帳簿への記載事項は今までと基本的に変わりません。
- ▶ ただし、免税事業者からの課税仕入れや、特例で帳簿記入のみで仕入税額控除ができる取引については、該当取引が判別できるよう「免税事業者からの仕入」や「帳簿特例仕入」など、摘要に明記する必要があります。
- ▶ 「免」や「特」など文言を省略したり、「※」や「☆」など、一定のマークを決めこれを帳簿に記入する形でも大丈夫です。
- ▶ 具体的にどういった帳簿記入をするかは、今後担当者と相談して決めていくことになります。

51

<結びに>

インボイス制度開始まで残り1年です。
制度を正しく理解し、不利益を被らないよう、与えないよう計画的に対応していきましょう！

52